次期男女共同参画せんだいプランの基本的な考え方

1 計画の目的及び基本理念

- 現計画 -

- ・「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に 向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計 画的に推進することを目的として制定する。
- ・条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進する。

<仙台市男女共同参画推進条例における基本理念>

- ① 男女の人権の尊重
- ② 制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

主な論点

現計画からの 修正、補足の 要否

2 計画の位置づけ

- 現計画 -

(1) 法律上の位置づけ

- ・「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とし、「男女共同参画社会基本法」に 基づく市町村男女共同参画計画として定める。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町 村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定め る市町村推進計画を包含するものとする。

(2) 本市の各計画との関係

・仙台市総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とする。

主な論点

現計画からの 修正、補足の要 否

3 計画の期間

- 現計画 -

・社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

主な論点

現計画期間 (5年間)から の修正の要否

4 計画の体系

- 現計画 -

■ 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画

<施策の方向>

- 1 市の審議会等への女性委員の登用を推進する
- 2 市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画を推進する
- 3 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
- 4 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

【重点課題】

- ① 市の審議会等における女性委員の登用率の向上
- ② 市の女性職員の管理職への登用促進
- ③ 企業や地域団体、市民団体における女性登用に向けた啓発と支援の拡充

■ 基本目標 2 男女共同参画への理解の促進

<施策の方向>

- 1 子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における 学習機会の充実を図る
- 2 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る
- 3 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する
- 4 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する
- 5 メディアにおける男女共同参画への理解を促進する
- 6 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する
- 7 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する

【重点課題】

- ① 男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充
- ② 男性・子ども・若者への啓発の推進

■ 基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

<施策の方向>

- 1 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する
- 2 保育や子育て支援の充実を図る
- 3 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る
- 4 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促 進を図る
- 5 男性中心型労働慣行の改革を推進する
- 6 働く男女の健康管理対策を推進する

【重点課題】

- ① 市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進
- ③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

主な論点

取り組みの拡 充が必要とな るもの

視点の転換が 必要となるも の

新たに取り組 みが必要とな るもの

■ 基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり

<施策の方向>

- 1 子どもや若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する
- 2 若者や女性の自立や就業を支援する
- 3 雇用における男女の均等な機会及び待遇確保に向けた取り組みを促進する
- 4 起業家や自営業に従事する女性を支援する
- 5 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する
- 6 働く男女のための相談事業を実施する
- 7 男性中心型労働慣行の改革を推進する(再掲)

【重点課題】

- ① 働く女性の活躍や多様な働き方への支援
- ② 経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化

■ 基本目標5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援

<施策の方向>

- 1 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
- 2 DV の予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る
- 3 DV 相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る
- 4 DV 被害者の自立に向けた支援の拡充を図る
- 5 あらゆるハラスメントの防止対策を推進する
- 6 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する
- 7 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る
- 8 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う

【重点課題】

- ① 人権尊重、DV の根絶と被害者支援に向けた啓発の推進
- ② 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実
- ③ 被害者支援のための関係機関の連携強化
- ④ 地域における被害者支援の輪の拡大

■ 基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画

<施策の方向>

- 1 防災・復興における男女共同参画の推進を図る
- 2 男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの重要性を、国内外に発信する
- 3 地域活動における男女共同参画を推進する
- 4 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充と恊働の推進を図る
- 5 性別や性のあり方、年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人々が共に支え合う地域づくりを推進する
- 6 貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援を行う

【重点課題】

- ① 女性をはじめ多様な人々が地域活動に関わるための情報提供や環境整備
- ② 地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築
- ③ 男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の国内外に向けた発信
- ④ 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取り組みの実施

主な論点

取り組みの拡 充が必要とな るもの

視点の転換が 必要となるも の

新たに取り組 みが必要とな るもの

5 計画の推進

(1)計画の推進体制

- 現計画 -

- ・ 庁内の推進体制(仙台市男女共同参画推進本部【本部長:市長】)
- · 仙台市男女共同参画推進審議会
- ・ 公益財団法人せんだい男女共同参画財団との連携
- ・ 経済団体、関係団体、関係行政等との連携
- ・ 推進拠点(仙台市男女共同参画推進センター)

(2)計画の評価

- 現計画 -

- ・ 重点課題に関する施策や成果目標、基本目標に関連する状況を把握するためのモニタリング指標を中心に年度毎に評価・確認を行い、推進状況を管理。
- ・ 仙台市男女共同参画推進審議会からの意見や評価も明らかにした上で公表。

主な論点

現計画からの 修正、補足の 要否